

高松高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(今治税務署長、国税不服審判所長)

平成22年11月15日棄却・上告

(第一審・松山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年12月24日、本資料258号-255・順号11113)

判 決

控訴人(1審原告)	A漁業協同組合
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	秦 清
同	本田 兆司
同	足立 修一
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	柳田 稔
処分行政庁	今治税務署長 堂崎 繁幸
裁決行政庁	国税不服審判所長 孝橋 宏
同指定代理人	高橋 和貴
同	山本 順昭
同	池見 融
同	多田 歳男
同	増田 宏之
同	濱 孝幸
同	中野 明子
同	森岡 実
同	木村 晴夫
同	清家 正男

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 今治税務署長が控訴人に対して平成16年7月6日付けでなした平成13年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を9857万0586円(平成16年12

月6日付け異議決定により一部取り消された後のもの)、過少申告加算税の額を311万3500円(平成16年12月6日付け異議決定により一部取り消された後のもの)、平成14年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を7280万9518円、過少申告加算税の額を237万6500円、平成15年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の総所得金額を1億1183万1654円(平成16年12月6日付け異議決定により一部取り消された後のもの)、過少申告加算税の額を366万5000円(平成16年12月6日付け異議決定により一部取り消された後のもの)とする各更正処分のうち総所得金額がそれぞれ、404万3327円、-154万5602円、-513万0996円を超える部分並びに各賦課決定処分を取り消す。

- 3 国税不服審判所長が、平成17年9月21日付けでなした、平成13年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税、平成14年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税及び平成15年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の各更正処分に対する各審査請求の裁決を取り消す。

## 第2 事案の概要等

事案の概要、関係法令等の定め、争いのない事実等、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」第2(原判決3頁4行目から23頁3行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件各処分及びこれに係る裁決はいずれも適法であり、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第3(原判決23頁4行目から50頁22行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決29頁25行目の「によれば」を「においては」と改め、同30頁2行目の「認められる」の前に「解釈していることが」を加える。

(2) 同39頁8行目の末尾の次に、改行の上、次のとおり加える。

「控訴人は、前記gにおける漁業権等の行使制限による損失補償について、訴外I漁業協同組合は、まず防衛施設局と損失補償額を合意し、その上でその合意額に整合させるように防衛施設局から同組合に対し、損失補償申請書に記載すべき「平年粗収入」「制限時粗収入」「平年経営費」「制限時経営費」「平年所得額」「制限時所得額」の金額の指示があり、同組合はそれに応じて損失補償申請書を提出したものにすぎないから、損失補償申請書に記載された数字は実態を反映したものではなく、砂利採取業者等が本件海面使用料等を営業利益の範囲内で合意したのと違いがない旨主張する。しかしながら、仮に控訴人主張のような経緯があったとすれば、それは上記訓令や漁業補償処理要領の趣旨に反したことが行われたというべきであって、控訴人において組合員である各漁業者ないし漁業者全体に生じる損失の概括的な予測が不可能であるということにはならない。」

(3) 同40頁5行目の「原告」を「訴外I漁業協同組合」と改める。

(4) 同50頁6行目末尾に次のとおり加える。

「なお、控訴人は、f漁協が、「砂利補償金」を受領して「仮受金」として会計処理しながら、3年以内に組合員に配分しなかったために、宇和島税務署長から一旦法人課税されたが、その後組合員に配分したことにより、昭和60年6月20日付け更正の請求が認められ、税金が還付されたことを挙げ、この課税処分は本件海面使用料等が漁業補償金であるとの「公的見

解」である旨主張するが、そもそも、f 漁協が受領した「砂利補償金」と本件海面使用料等が同性質のものであると認めるに足りる証拠はないから、前提を欠き、失当である。」

2 よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官 杉本 正樹

裁判官 政岡 克俊

裁判官 佐々木 愛彦